様式第２号（第１０条関係）

# 会　議　記　録

| | |
|---|---|
| 附属機関の名称 | 熊谷市情報公開・個人情報保護審議会 |
| 開催日時 | 令和７年８月１９日（火曜日）<br>午後１時３０分から午後２時１０分まで |
| 開催場所 | 熊谷市役所２階議会棟　第１委員会室 |
| 出席者 | 【委員】大山美智子会長、出井哲司副会長、<br>小林國章委員、栗木祥子委員、岡田恒雄委員、吉田公一委員、<br>田島清委員、栗原和江委員、町田克則委員、大野伸廣委員、<br>井上貴美子委員、沼倉素子委員<br>【事務局】長谷川総務部長、横森庶務課長、森副課長兼行政係長、<br>篠﨑主任、木部主事 |
| 傍聴人 | なし |
| 問合せ先<br>（所管課） | 総務部庶務課（市役所本庁舎４階）<br>０４８－５２４－１１１１（内線２２３） |
| 内容 | 【委嘱状の交付】<br>大山委員及び小林委員に対し、委嘱状を交付した。<br>【議題１】会長の互選について<br>会長に大山委員を選出した。<br>【議題２】令和６年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況について<br>⑴　情報公開の受付件数は１３４件となり、処理件数は全部公開１０８件、部分公開１６２件、非公開３１件となった。<br>⑵　個人情報の開示請求の受付件数は５３件となり、処理件数は全部開示１１件、部分開示３５件、不開示６件となった。<br>＜質疑＞<br>（情報公開）<br>Ｑ　請求に対して非公開決定がされて納得がいかない請求者もいると思うが、その場合はどのように対応しているのか。<br>Ａ　条例により公開が可能な範囲は決まっているため、その旨を丁寧に説明して対応している。<br>Ｑ　説明してもなお納得がいかない場合はどうするのか。<br>Ａ　新たに異なる内容の請求や審査請求をする方もいる。<br>Ｑ　文書不存在の決定をする場合、本来作成すべき行政文書を作成しておらず、文書不存在となるのか。どのような場合に文書不存在となるのか。<br>Ａ　職務上作成し、又は取得していないため文書が存在しない場合や保存年限を経過しており、現在当該文書を保有していない場合などに文書不存在として決定している。<br>（個人情報保護）<br>Ｑ　個人情報保護ファイル簿とはどのようなものか。<br>Ａ　どのような目的でどのような個人情報を収集しているかという情報をまとめたもの。例えば、納税業務では、適正な市税の徴収とい |

| | |
|---|---|
| | う目的があり、そのために必要な氏名、住所、連絡先及び資産や収入に関する情報を取得している。<br>Q　１０００人未満の個人情報ファイル簿には、どのようなものがあるのか。<br>A　個別のシステムなどで管理しているもの。例えば、数百人を対象としたアンケートなど、対象となる人数が少ないものが挙げられる。 |